



第3回定例議会 一般質問

9月4日から10月1日にかけて、平成27年第3回定例議会が開催されました。今議会は、平成26年度の決算審議が行われました。また、私にとりまして2回目となる一般質問をさせて頂きました。質問の内容と答弁の要旨を報告します。

テーマ

1. 空き教室の転用活用について
2. 特別支援学級・特別支援学校について
3. 市道金親町69号線及び周辺道路の整備について
4. 残土埋立て事業について（中野町・小間子町）

1. 空き教室の転用活用について

現在、本市にある空き教室（105教室）の転用による学校施設の有効活用を提案しました。

Q. 今後、増加が見込まれる空き教室を、どのように活用していく方針か？
千葉市立小学校の施設開放に関する新制度の検討はどのような状況か？

A. 平成28年度より地域住民を中心とする管理運営で、教室開放をする方向で考えております。
制度設計については、今後引き続き検討して参ります。

【要望】

学校は市民の財産であり地域の活動拠点である事を忘れることなく、新制度の具体化に向けた取り組みを強く要望します。

2. 特別支援学級・特別支援学校について

私は、先日6月30日ポートアリーナで開催されました千葉市特別支援学級・特別支援学校児童生徒激励会 第51回げんき交流会に参加しました。

・教員の配置について

Q. 専門的な知識を有する特別支援学級の担任が不足していることから、退職教員の活用や教員の研修は、どのように行っているのか？

A. 特別支援教育に携わった退職教員を担任として再任用するとともに、研修については、「特別支援学校教諭免許状」取得のための免許法認定講習を県教育委員会と共同で実施しております。



・進学相談・就職支援について

Q. 高校進学の対象となる中学3年生への進路相談はどのように行われていますか？

高等部生徒の就労に向けた支援の取り組みはどのように対応されていますか？

A. 進路説明会の実施とともに、個別の進路相談を行い進路の選択に向けた支援をしております。また、職業生活に必要な能力の向上と実践的な態度を育むため、作業学習や産業現場等における実習を教育課程に位置付け指導しております。

【要望】

子どもたちが慣れ親しみ深い信頼関係を築けた特別支援学級の担任が人事異動により、別の学校に異動してしまうことは、子どもたちの成長にとって大きなマイナスとなります。担任の異動については、是非、状況を充分考慮して慎重に扱うよう強く要望します。

3. 金親町69号線及び周辺道路の整備について

現在、若葉消防署と若葉土木事務所に面する市道金親町69号線の工事が進められています。この工事が完成しますと、沿道にある消防署の緊急・救急車両の通行経路が確保され迅速な業務遂行にも寄与するものと思われ期待をしているところでございます。(工事完成時期：平成28年1月末予定)

Q. 金親町69号線の整備効果について

A. 整備効果は、県道千葉川上八街線と御成街道が新たなルートとして結ばれることから、大草町と

御成台方面との連絡が強化されるものと考えます。

Q. 地元の方々からの要望が多い、御成台1丁目交差点から金親町69号線までの道路整備を、是非、ご検討いただきたいと思いますが？

A. 歩道整備を含む道路の改良も必要であると考えておりますので調査に着手する予定であります。

【要望】

御成街道は、今から4百年前に、徳川家康公によって造られた歴史ある街道であり、「提灯塚」や「千葉御茶屋御殿跡」等、同街道は貴重な内陸部の観光資源であると感じます。ご答弁をいただきました御成台1丁目交差点から金親町69号線までの区間の安全対策を前向きに検討していただくことを強く要望いたします。

4. 若葉区の残土埋立て事業について (中野町・小間子町)

崩落箇所 (小間子町)

若葉区は、残土の埋立て事業などが行われやすい環境にあります。今回、貴重な谷津田の原風景が残されている地域で、準絶滅危惧に指定されている植物、「カザグルマ」が、自生している場所である小間子町と中野町での問題を取り上げて質問しました。

Q. 現在、住民に対する説明をどのようにしているのか？

A. 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱に基づき、許可申請前に事業計画地のおおむね200m以内の住民に対し説明をするよう指導しております。なお、住民に対する説明が不十分な場合は事業者に対し、再度説明をするように指示しております。

Q. 今後、住民説明会の開催を条例に規定するなど、住民への説明方法の見直しが必要と考えますが本市の考えは？

A. 今後は、説明会の開催につきましては事業者に対して、許可申請前に地元住民へ説明を行うことを徹底するとともに、住民の理解を得る観点から、より丁寧に分かりやすい説明をするよう指導して参ります。また、説明会の開催を条例に規定することについては、調査検討して参ります。

【要望】

現在の指導要綱では、説明会を行う範囲として事業区域から、おおむね200メートル以内の地域と規定されているとのことですが、埋立て等事業では大型10トンダンプが何十台も使われ、この範囲以外でも農作物に対する土埃や振動等の影響が発生することが確実であると思われます。そこで、説明を行う範囲の拡大や説明会開催の方法についても十分に検討していただき、住民説明会の開催を条例に規定するよう強く要望いたします。